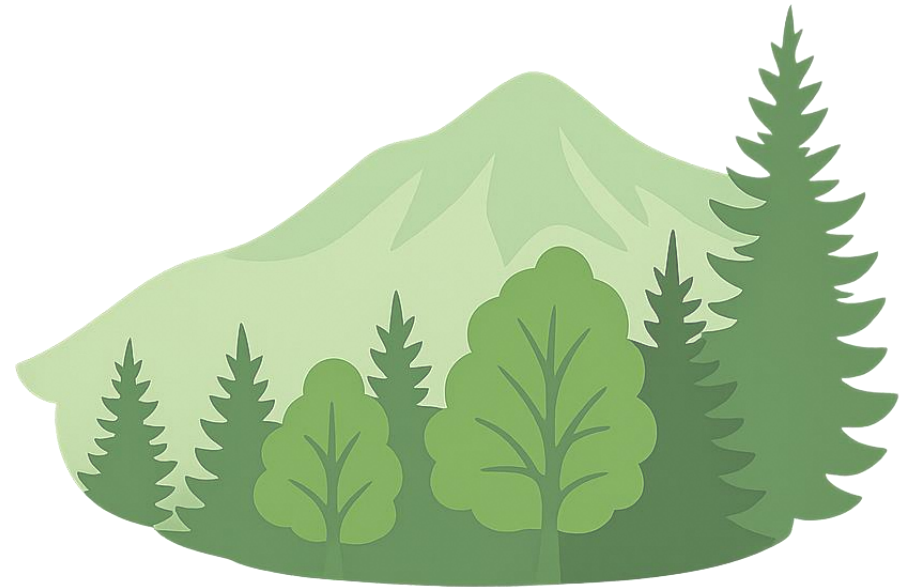


多様性の高い森林づくり

令和 8 年 9 月 1 日
林政審議会 国有林小委員会資料



林野庁

森林づくりを巡る情勢



- ・人工林が利用期を迎え、次世代の森林を造成するタイミングが到来するなど、森林づくりをめぐる資源的・社会的な情勢を踏まえ、将来にわたる多面的機能の発揮に向けて森林を整備・保全。
- ・林業適地では再造林により人工林を維持し、それ以外の人工林は、針広混交林化等により天然林へ移行することが期待。
- ・また、COP15で「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」が採択され、「30by30」目標が掲げられるなど生物多様性保全が国際的に強化。
- ・森林の生物多様性を高めるための林業経営の指針が策定されるなど、生物多様性保全に配慮した施業が求められている。

■ 森林づくりを巡る主な情勢の変化

資源

- ・人工林が利用期を迎え、森林をデザインし直すタイミング
→人工林資源の保続（＝林業適地のゾーニングと再造林）
→管理不足によるナラ枯れの拡大等利活用すべき里山林の存在

社会

- ・ネイチャーポジティブなど、社会的な要請の変化

資源的・社会的な情勢を踏まえ、

将来にわたる多面的機能の発揮に向けて森林を整備・保全

■ 生物多様性保全をめぐる情勢

昆明・モンテリオール生物多様性枠組(2022年)

2030年ミッションとして、自然を回復軌道に乗せるために、生物多様性の損失を止め反転させる緊急の行動をとることが採択。

30by30目標 陸と海のそれぞれ少なくとも30%を保護地域及びOECMにより保全

森林の生物多様性を高めるための林業経営の指針(2024年)

生物多様性を高めるための森林管理手法を整理。活動目標の設定とモニタリング、評価の必要性とともに、取組事項のポジティブリスト等を提示。

ポジティブリスト項目 面的な管理、施業方法、病虫害・絶滅危惧種等への対応

■ 指向状態に向けた適正な整備・保全（森林・林業基本計画）



○ 人工林

1,020万ha⇒指向状態630万ha

- ・多様な伐期での伐採や伐採面積の縮小・分散。
- ・自然的・社会的条件の良い林業適地では、伐採後の再造林等により人工林を維持。
- ・林業適地以外では、針広混交林化等により天然林へ移行。

○ 天然林

1,490万ha ⇒ 指向状態1,870万ha

- ・原生的な天然林等は厳格な保護・管理を図るとともに、自然の推移に委ねることを基本。必要に応じて植生の復元等の保管理。

○ 利活用等により機能の維持増進を図る天然林(110万ha⇒指向状態520万ha)

- ・里山林等は、多面的機能の維持増進を図るため、適切な整備により、林産物の活用や緩衝帯としての活用等を図る。

※伐採面積の縮小・分散などにより、複層林化する森林は、自然条件等を踏まえ520万ha程度を見込む。

多様な森林づくりに向けた主な課題と国有林の対応方向



- ・多様性の高い森林づくりに向けては、マクロな視点から多様で健全な森林がバランスよく配置されるよう、適切にゾーニングするとともに、個々の施業に当たっても、生物多様性保全へ配慮していくことが重要。
- ・また、民間企業等における生物多様性への関心の高まりを踏まえた森林づくり活動を促進することが重要。
- ・これらの課題に対して、国直轄で森林計画を策定し、多数の事業実績や広大なフィールドを有するという国有林の強みを活かした取組を行っていく必要があるのではないか。

(論点 1)

(論点 2)

(論点 3)

課題

マクロな視点での多様な森林の配置

全国での人工林・天然林の将来像が示され、地域毎のゾーニングや具体的な施業の姿を示していく必要

生物多様性を高める施業

生物多様性を高めるための林業経営を実現するためには、具体的な施業の姿を示していく必要

民間企業等の活動促進

民間企業等が生物多様性保全への関心を高めているが、取組を広げるためには、参画のハードルを下げる必要。

国直轄で森林計画策定、多数の事業実施、面的にまとまった広大なフィールド

・国直轄で望ましい森林への誘導の姿を示すことが可能
・保護林等の貴重な天然林から人工林まで多様な森林が面的に広がる

・公益重視の管理経営を実施
・森林技術を有する職員
・国自ら管理するフィールドで先行的に取り組むやすい

・行政機関としての信頼性を活かした取組が可能
・全国各地域に広大で多様なフィールド

多様性を高める
森林計画の作成と
その実践

生物多様性を高める施業
の全国への拡大

民間企業等が
森林づくり活動に
取り組みやすい仕組みの整備

対応方向

多様性を高める森林計画の作成とその実践



多様な森林づくりに向けた森林計画の作成と見える化



- ・面的な広がりを持つ国有林が、マクロな視点で多様な森林配置となるようにゾーニングに取り組み、地域のモデルとして「見える化」。
- ・具体的には、次のとおり、取り組むこととしてはどうか。
 - 保護林等の天然林では保護・保全を図りつつ、里山林等では適切な整備や林産物の活用等を通じて機能を維持増進。
 - 主伐・再造林は、①対象林分を林業適地に重点化、②伐採面積を縮小・分散、③面的複層林施業を推進することにより、樹種や年齢構成等の多様な林分がモザイク状に配置された森林へ誘導。
 - 将来の森林の姿を図面により可視化する取組を進め、地域管理経営計画書の一部として公表。

■ 国有林における森林づくりの方針

国有林野管理経営基本計画 (農林水産大臣)

- 〔重視すべき機能に応じて5種類に区分し、基本的な考え方を提示。〕
- ・主伐・再造林を林業適地に重点化すること
- ・多様な森林のモザイク配置を推進すること 等

機能類型に応じた管理経営の指針 (林野庁長官)

- 〔区分毎に伐採・造林・保育等の標準的な施業方法を規定。〕
- ・保護林は、間伐等を除き伐採しないこと
- ・1伐採箇所の面積を5ha以下とすること
- ・面的複層林施業の方法 等

地域管理経営計画等 (森林管理局長)

公告縦覧及び
地域懇談会開催

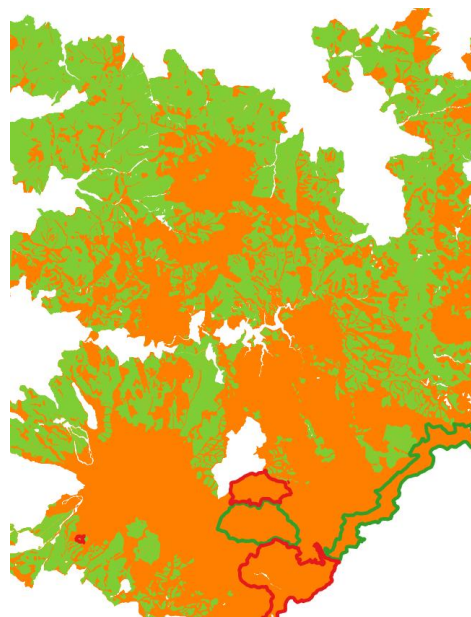
〔個々の国有林野の施業方針、5年間の施業計画。〕

- ・保護林の設定箇所、面積
- ・主伐、複層伐等の伐採箇所、面積、材積
- ・計画内容の図面 等

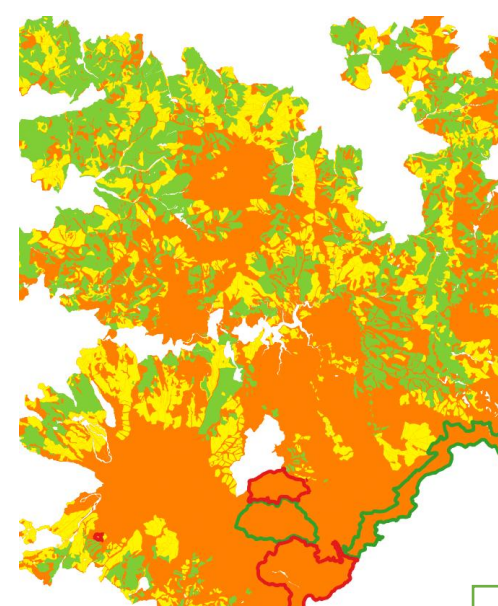
■ 指向状態の「見える化」(イメージ)

- ・世界自然遺産など貴重な森林生態系を有する天然林は、保護林等に設定し天然林として維持。
- ・現況が人工林のうち社会的・自然的条件が良い林業適地の人工林は、人工林として維持。
- ・現況が人工林のうち林業適地以外の人工林は、天然林へ移行。

【現況】



【指向状態】



- 【凡例】
- 人工林
 - 天然林
 - 人工林から天然林へ移行する森林
 - 保護林
 - 緑の回廊

天然林の利活用等による公益的機能の維持増進



- ・新たな森林・林業基本計画では、天然林に「利活用等により機能の維持増進を図る天然林」の区分が創設。広葉樹用材や特用林産物などの活用や空間利用等を想定。
- ・国有林には、奥山から里山まで様々なタイプの広葉樹林や針広混交林等が存在。保護林等を保全しつつ、レクリエーションの森や、地域で林産物の利用等を行っている国有林を利活用天然林に設定してはどうか。

■ 森林・林業基本計画における林種区分の見直し

見直し前			見直し後	
育成単層林	人工林		人工林	
	天然林		利活用の対象とする天然林	
育成複層林	人工林			
	天然林			
天然生林	天然林		天然林	

○ 利活用等により機能の維持増進を図る天然林（イメージ）

- ・いわゆる里山林等については、人と野生鳥獣の棲み分けに寄与する、適切な整備により、林産物の活用や緩衝帯としての活用等を図る。

<イメージ>



家具用材への活用



しいたけほだ木への活用



緩衝帯の整備

■ 国有林で想定される利活用天然林（主なもの）

① レクリエーションの森

保健・文化・教育的利用に適した森林

17万ha程度



② 共用林野

薪炭・山菜等の林産物の採取等を目的として、地元住民と国が共同利用する森林

40万ha程度



③ 「国民参加の森林づくり」協定

地元住民や企業、団体等による森林づくりや森林とのふれあい活動のフィールドとして提供している森林

2万ha程度

※人工林も含む。



④ 広葉樹の利活用を通じて適切に管理・整備する森林

・・・次ページ

広葉樹の利活用を通じて適切に管理・整備する森林



- ・ 里山の広葉樹林では、管理・整備が行き届かず、ナラ枯れなど森林病虫害被害の拡大、野生動物との軋轢の増加、竹林の侵入拡大の遠因。
- ・ 一方、外国産広葉樹材の輸入量の減少や価格高騰、エシカル消費への意識の高まり、小径木の加工技術の進展等により、家具業界などから国産広葉樹材の供給に大きな期待。
- ・ 広葉樹材の需要が見込まれる地域において、広葉樹の利活用を通じた里山管理のモデル的な取組を実施し、その成果を民有林に普及してはどうか。

■ 各森林管理局における広葉樹の利活用を通じた里山管理のモデル的な取組

- ・ 広葉樹の利活用にあたっては、
 - ① 広葉樹は需要・供給の両面で多種多様であり、マッチングが難しい
 - ② 広葉樹の施業は、事例が少なく、伐採後の更新など施業方法が普及していないといった課題。
- ・ このため、地域のニーズを踏まえて、国有林がモデル的に広葉樹の付加価値の高い利活用に取り組み、施業方法、造材・販売方法を民有林に普及。



【事例】東北森林管理局



人工林施業と一体的に伐採・搬出した広葉樹材の販売（令和6年度）

【事例】中部森林管理局



広葉樹の利活用に向けた現地検討会（令和8年度）

令和8年度以降の取組予定

- ①伐採可能な林分の把握
 - ・ 利活用天然林の区域を設定しつつ、更新が担保できる林分把握
- ②素材生産、販売上の課題解決に向けた検討
 - ・ 販売方法（素材生産、立木販売）、収穫調査方法、採材、チップ材との仕分け方法の改善等の検討
- ③職員の能力向上研修や現地検討会等の開催
 - ・ 森林経営分野（樹種同定、施業方法等）、販売分野（採材等）の現地検討会等の開催

【事例】九州森林管理局



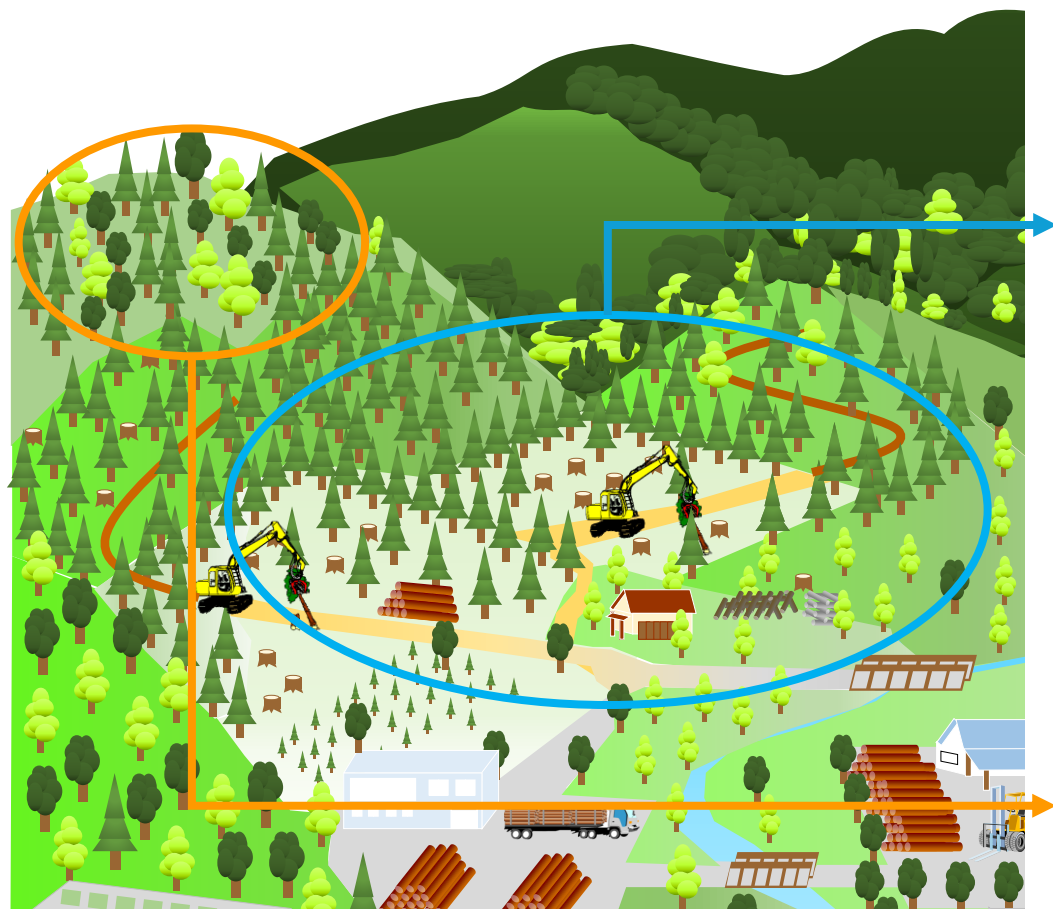
地域のニーズを踏まえた里山林の伐採・搬出（令和5年度）

林業適地への主伐・再造林の重点化



- ・ 森林・林業基本計画においては、自然的・社会的条件の良い林業適地で人工林を維持する方向。
- ・ 「特に効率的な施業を推進する森林」(効率施業森林)に主伐・再造林を重点化し、人工林として維持していくべきではないか。
- ・ 主伐にあたっては、伐区の小規模・分散化や面的複層林施業を基本とすることとしてはどうか。

■ 自然的・社会的条件に応じた人工林の森林整備（イメージ）



● 林業適地の人工林

主伐後の再造林等により人工林を維持

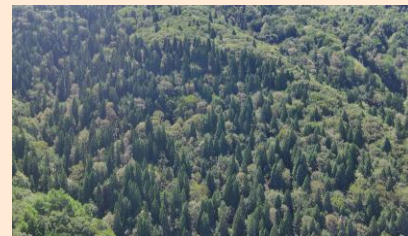
- ・ 自然的・社会的条件が良く、持続的な林業生産活動に適した効率施業森林に主伐・再造林を重点化。
- ・ 1伐区当たり5ha以下とするなど、伐区の小規模・分散化。
- ・ 面的複層林施業の積極的な導入。



● 林業適地以外の人工林

針広混交林化等により天然林へ移行

- ・ 間伐の繰り返し等により、光環境を改善し、下層植生の発達、広葉樹の侵入を促進。
- ・ 将来的に針広混交林化等により天然林へ移行。

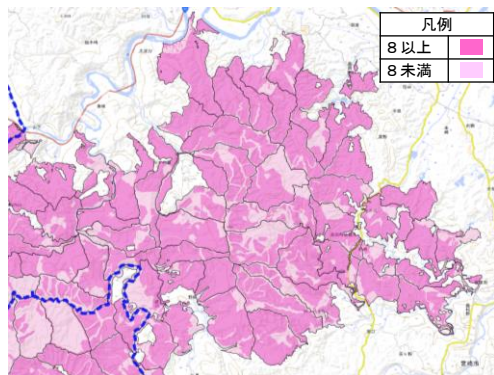




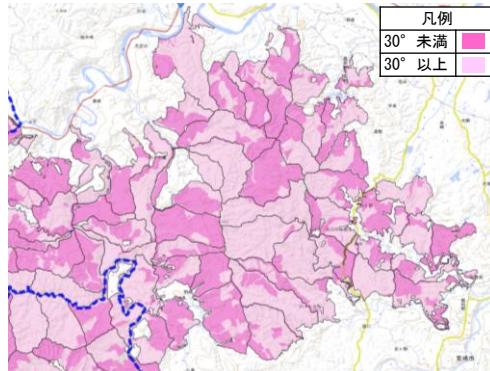
- ・ 効率施業森林は、対象となる人工林のうち、地位、傾斜、林道からの距離の条件を森林管理局毎に設定し、合致する林小班を指定。
- ・ 林業適地に主伐・再造林を重点化する観点から、地域毎の事業実態を踏まえて設定条件を見直した上で、面的なまとまりを考慮し区域を見直してはどうか。

■ 効率施業森林の設定状況の例

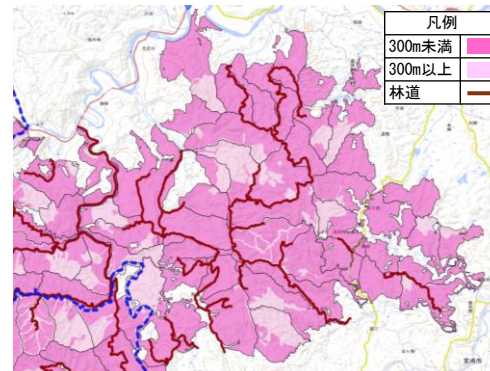
【地位】



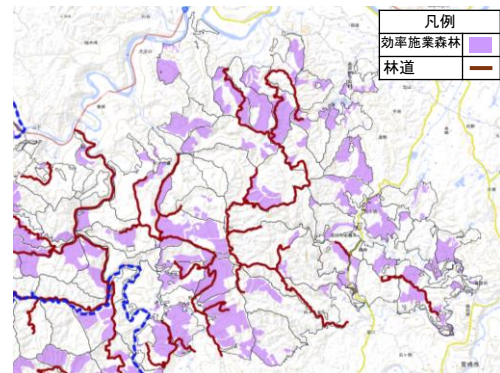
【傾斜】



【林道からの距離】



【効率施業森林の設定】



○ 課題

- ・ 全体として、地位が良く、林道も整備されている地域。
- ・ 主に傾斜が制約因子になって、面的にまとまった区域を設定できていない。
- ・ 傾斜の条件を一部超える箇所でも、主伐・再造林が効率的に実施されている実態。

○ 対応方向

- ・ 作業システムなど地域毎の事業実態を踏まえた柔軟な条件設定
- ・ 面的なまとまりを確保できるよう、林班など一定のまとまりで指定

生物多様性を高める施業の全国への拡大

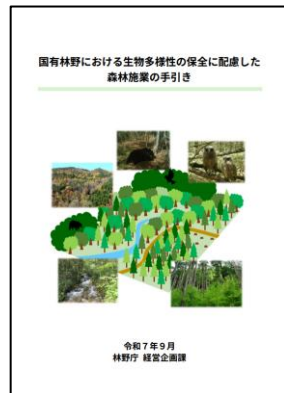


生物多様性を高める施業の取組状況



- ・ 国有林では、これまで原生的な天然林の保護・管理等の実施に加え、溪畔林の保全や、「生物多様性保全に配慮した森林施業の手引き」の作成などを実施。
- ・ 森林・林業基本計画では、生物多様性を高める森林づくりが行われている森林面積の割合を引き上げる目標を設定。
国有林は、民有林に率先して取り組む必要。
- ・ 国有林における施業上の配慮は、これまでも実施してきており、事例の蓄積が進んできたことも踏まえ、取組を国有林全体に広げていくことが課題。

■ 国有林野における生物多様性の保全に配慮した森林施業の手引き



施業種	配慮のポイント（抜粋）
計 画	主伐箇所の分散、モザイク的配置、保護樹帯の設定
主 伐	溪畔林等は、保護樹帯に設定 単木的に生育している広葉樹の保残
地拵・植栽 下刈り	発生した広葉樹の潔癖な刈払いを避ける
除伐・間伐	広葉樹の潔癖な伐採を避ける

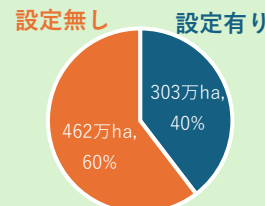


■ 溪畔林の保全（保護樹帯の設定）

「国有林野の溪畔周辺の取扱いについて」【2012（H24）. 7】

- ・ 溪畔周辺は、本来成立すべき植生による上流から下流までの連続性を確保

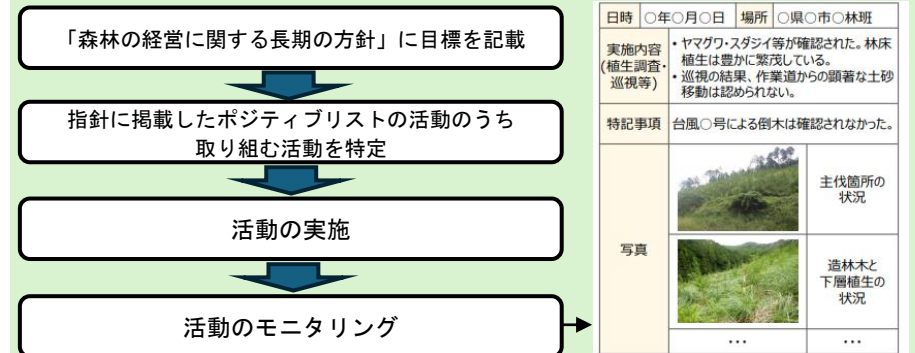
「溪畔林」の設定状況



注）設定のある森林計画区の面積
資料：林野庁業務資料

〔溪畔周辺〕
常時水流のある溪流や河川沿い、湖沼及び
湿原の周囲で水辺から高木生樹木の樹高幅
（概ね25m以上）

■ 民有林（森林経営計画）での生物多様性を高めるための取組



⇒これらの取組を国有林全体に拡大していくことが重要。

生物多様性を高める施業の拡大



- ・ 生物多様性を高める施業を徹底するため、地域管理経営計画に取組内容を記載することとしてはどうか。
- ・ 特に皆伐・複層伐の実施に当たっては、箇所毎の収穫量は抑えられるが、多様性保全とのバランスを重視し、原則全ての施業地で林地の一部を保護樹帯等に設定することとしてはどうか。
- ・ 取組状況の継続的なモニタリングのため、既存の調査や恒常的な見回りに加え、代表的な施業地の現地写真を保存・管理することとしてはどうか。併せて、AI等も活用した効率的な手法を検討してはどうか。
- ・ こうした取組状況については、地域管理経営計画の実行結果として公表を行うこととしてはどうか。

■ 地域管理経営計画の項目の見直し（案）

(1) 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

- ア 国有林野の管理経営の基本方針
- イ 機能類型に応じた管理経営に関する事項
- ウ 生物多様性の保全に関する事項（新設）
- エ 森林・林業施策全体の推進への貢献に必要な事項
- オ 主要事業の実施に関する事項
- カ その他必要な事項

(2)～(8) (略)

新設項目への記載内容（イメージ）

間伐の実施に加え、主伐時の伐採面積の縮小や分散、面的複層林施業の推進により、樹種や年齢等の構成が多様な林分がモザイク状に配置された森林への誘導を図る。

皆伐・複層伐の実施に当たっては、原則全ての箇所で、施業箇所の立地条件等を踏まえて、尾根や溪流沿い等に保護樹帯を設置する。また、伐区の広葉樹等の保残に努めるものとする。

地拵・植栽・下刈り・除伐・間伐等の実施に当たっては、植栽木の生育や作業の安全性・効率性を踏まえつつ、発生した広葉樹の保残を行うこととする。

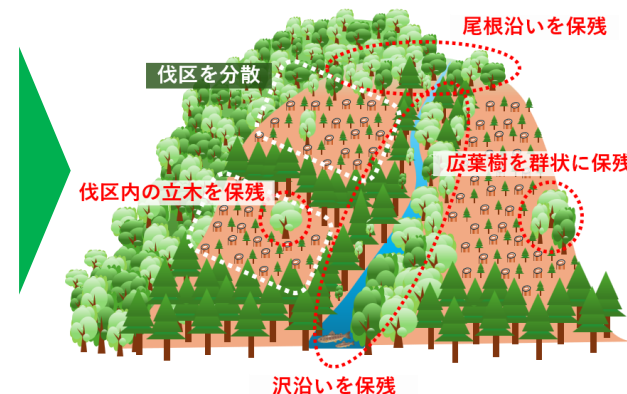
こうした取組について、写真撮影などによりモニタリングを実施する。

■ 生物多様性へ配慮した施業のイメージ

保護林等の天然林は保護・保全



人工林



■ モニタリングの実施

既存の取組

- ・ 森林生態系多様性基礎調査（NFI）では、5年おきに、全国を4kmメッシュで区切り、その交点で樹種、下層植生等をプロット調査し、総体としてモニタリング。
- ・ 保護林では、定期的にモニタリング調査を実施。
- ・ 国有林を巡視・パトロール。

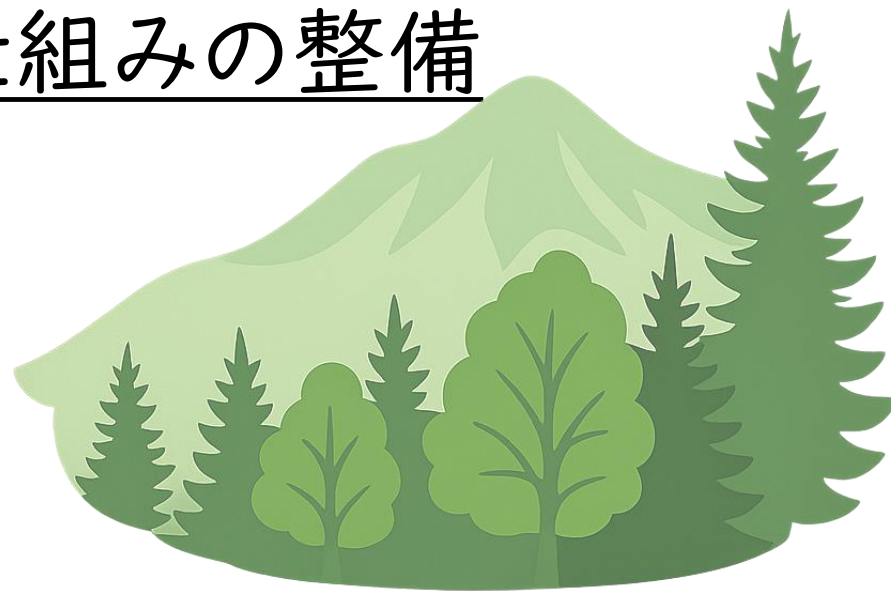
さらに

新たな取組

- ・ 代表的な施業地の現地写真を撮影・保存・管理して林況をモニタリング。
- ・ AI等も活用した効率的なモニタリング手法を検討。



民間企業等が森林づくり活動に 取り組みやすい仕組みの整備



協定等による森林づくり活動フィールドの提供



- ・ 国際的にも生物多様性保全への関心が高まる中、自然共生サイトのフィールドの約7割が森林(国有林は7件)。企業等の活動フィールドとして、森林に大きな役割が期待。
- ・ これまで国有林では、植樹活動などを行う企業等との協定制度や分収林制度によるフィールド提供を通じて、企業等の森林づくり活動を推進。
- ・ 企業側からは、①制度や候補地の情報提供、②資金や技術の提供など参画手法の多様化、③貢献の「見える化」が必要といった声。
- ・ こうした声も踏まえつつ、民間企業等が森林づくり活動に取り組みやすい仕組みを整備していくことが重要。

■ 企業等による森林づくり活動の仕組みの概要

	協定締結による 国民参加の森林づくり制度	分収林制度
主体	企業、自治体、団体等	
内容	協定を締結し、森林づくり体験等の活動の場として国有林を活用	契約に基づき、森林整備を行い、伐採時の収益を分収
期間	5年が基本	最長80年
箇所数	501箇所	450箇所
面積	18,375ha	2,267ha

注：箇所数及び面積は、令和7(2025)年度末現在の数値である。資料：林野庁業務資料

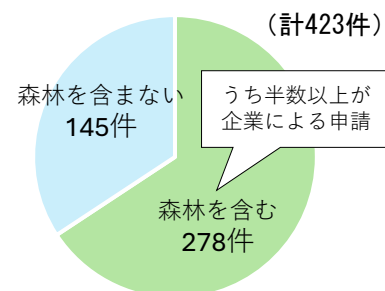


植樹の様子



枝打ちの様子

■ 自然共生サイトの認定件数



※ 令和8年6月時点。
(地域生物多様性増進法に基づく認定に限る。)
資料：地域生物多様性増進法に基づく「自然共生サイト」の認定（令和8年度第1回）について（環境省）

自然共生サイトの認定例



多様な活動の森「森の博物館 玉原」運営協議会
(群馬県沼田市、利根沼田自然を愛する会、東急リゾーツ&ステイ株式会社玉原東急リゾート)

■ 森林づくり活動を行う企業等からのヒアリング結果



森林づくりに取り組みたいが、制度や活動可能箇所が分からない。



既存の活動に協賛・支援する形で参画できれば、ハードルが下がる

森林づくり活動による貢献を「見える化」してほしい。



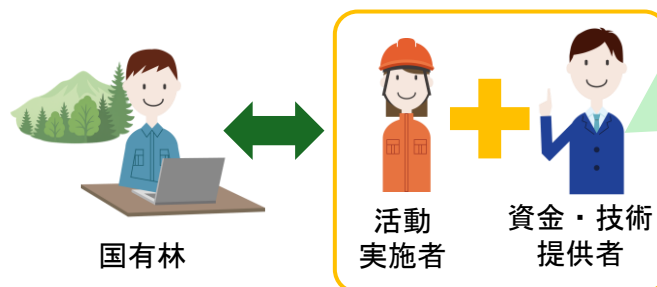
民間企業等が森林づくり活動に取り組みやすい仕組みの整備

- ・ 協定締結者の企業等が、自らの活動を生物多様性保全に資する取組としてPRできるようにするため、写真撮影などモニタリングを導入してはどうか。
- ・ 林野庁が、企業等の活動について、水源涵養や炭素固定といった環境貢献度の評価を行うほか、ウェブサイト等で取組を紹介するなど、その後押しをしてはどうか。
- ・ 問い合わせフォームの新設など相談窓口を設定するとともに、資金・技術の提供者を加えた協定の導入により、企業等が活動を始めやすくなる仕組みを整備してはどうか。

■ モニタリングの導入

森林状態のモニタリング方法の例	写真のイメージ
定点からの林内の撮影	
動植物の観察・撮影	

■ 資金・技術提供者を加えた協定の導入



【事例】民間企業の技術提供



シカ被害対策に取り組む「三嶺の森をまもるみんなの会」の活動に対し、地元企業がドローンでの資材運搬を提供

■ 活動の情報発信の強化

- ・ 活動による環境貢献度を評価
- ・ モニタリング写真を活用した情報発信

森林づくり活動を通じて森林を維持することによる一年間の流域貯水便益を試算



効果評価額 **213千円**
(物量：6,338m³)

水源涵養機能の例



■ 先行的な取組例（グリーン・シェアリング（昭和100年記念分収造林））

分収林制度において、長期にわたり、多様な樹種を育てること等をコンセプトとしたグリーン・シェアリングを開始。



グリーン・シェアリングの取組事例
(2026年3月、宮崎県都城市)

グリーン・シェアリングのコンセプト

- (1) 長期契約による環境への責任の共有
造林者と国が協力して、環境（森林）を次世代に継承する責任を分かち合う。
- (2) 環境に配慮した森林施業の実施
1 伐区の主伐面積5ha未満。伐区の分散化など、森林の公益的機能の発揮を図りつつ、林地保全に配慮した施業を実施。
- (3) 多様な樹種（広葉樹）の植栽
針葉樹に偏らず広葉樹を含む多様な樹種の植栽を推進し、生物多様性や景観、地域性を重視。